

群医国発第87号
令和3年3月30日

組 合 員 各 位

群馬県医師国民健康保険組合
理事長 月 岡 関 夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る自家診療の特例について

時下、貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日ごろから当組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県医師国民健康保険組合においては、規約により、いわゆる自家診療に係る保険請求に対しては給付を行わないこととしておりますが、このたび新型コロナウイルス感染症を疑うに足る症状があり、感染症法に基づく行政検査を行った場合については、その検査料等を自家診療の特例とし、下記のとおり保険請求を認めることといたしましたので、お知らせいたします。

記

1 特例の対象となる検査

感染症法に基づく行政検査のうち、新型コロナウイルスを疑うに足る症状があり検査を行った場合。

※ 症状はないが、新型コロナウイルス感染症陽性者と接触があり、感染が疑われるため検査を行った場合は対象に含みません。

2 対象となる期間

令和3年4月1日から令和3年7月31日までの間に行った検査。

3 レセプト請求の際の注意事項

今回特例とするのは、行政検査（公費負担の対象となる検査）に係る費用（具体的にはPCR検査等の検査料と判断料）のみで、初診料等は含みません。

保険請求の際は、PCR等検査費用（検査料＋判断料）のみの公費番号28の診療報酬明細書を群馬県国民健康保険団体連合会に提出してください。その際、診療報酬明細書に、①自家診療のため初診料等を算定していないこと、及び②新型コロナウイルス感染症を疑った具体的な症状を記載してください。

【参考】

1 費用負担例（一部負担3割の場合）

（1）PCR検査

区 分	点数	公費負担	保険者負担	患者負担
SARS-CoV-2 核酸検出(検査委託)	1,800 点	5,400 円	12,600 円	0 円
微生物学的検査判断料	150 点	450 円	1,050 円	0 円
計	1,950 点	5,850 円	13,650 円	0 円

（2）抗原検査

区 分	点数	公費負担	保険者負担	患者負担
SARS-CoV-2 抗原検出	600 点	1,800 円	4,200 円	0 円
免疫学的検査判断料	144 点	432 円	1,008 円	0 円
計	744 点	2,232 円	5,208 円	0 円

2 PCR検査・抗原検査とインフルエンザの検査を同時に行った場合

今回の自家診療の特例とするのはあくまで新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査・抗原検査だけであり、インフルエンザ検査については、対象外となります。そのため、同時に検査を行った場合も、保険請求はPCR検査・抗原検査に係る部分（検査料と判断料）だけとしてください。

また、治療のための薬剤（処方箋）等も保険請求の対象外となります。

3 群馬県医師国民健康保険組合規約の一部改正（令和3年4月1日施行）

附 則

（新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る自家診療の特例）

17 第10条の規定にかかわらず、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、当該検査に対する公費負担の対象となる費用の額から、当該検査に対する公費負担の額を控除した額を給付することができる。ただし、新型コロナウイルス感染症を疑うに足る症状があり、検査した場合に限る。

18 前項の規定は、令和3年7月31日までの間に行った行政検査に適用する。

以 上